

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

一	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）	1
二	民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第四条関係）	17
三	民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（附則第五条関係）	19

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例（第二十五条―第 二十七条の十一）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ れぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 特定和解 認証紛争解決手続において紛争の当事者間に成 立した和解であつて、当該和解に基づいて民事執行をするこ とができる旨の合意がされたものをいう。</p> <p>（認証の公示等）</p> <p>第十一条 （略）</p> <p>2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利 用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定</p>	<p>目次</p> <p>第三章 認証紛争解決手続の利用に係る特例（第二十五条―第 二十七条）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、そ れぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一〜四 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（認証の公示等）</p> <p>第十一条 （同上）</p> <p>2 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を利用し、又は利 用しようとする者に適正な情報を提供するため、法務省令で定</p>

めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 (略)

(説明義務)

第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十七条の二第三項において同じ。）を提供して説明をしなければならない。

一～四 (略)

(特定和解の執行決定)

第二十七条の二 特定和解に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に対し、執行決定（特定和解に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下この章

めるところにより、認証紛争解決事業者である旨並びにその認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものを、認証紛争解決手続の業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。

3 (同上)

(説明義務)

第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提供して説明をしなければならない。

一～四 (同上)

(新設)

-
- において同じ。)を求め申立てをしなければならない。
- 2| 前項の申立てをする者(次項及び第四項において「申立人」という。)は、次に掲げる書面を提出しなければならない。
- 一| 当事者が作成した特定和解の内容が記載された書面
 - 二| 認証紛争解決事業者又は手続実施者が作成した特定和解が認証紛争解決手続において成立したものであることを証明する書面
- 3| 前項の書面については、これに記載すべき事項を記録した電磁的記録に係る記録媒体の提出をもって、当該書面の提出に代えることができる。この場合において、当該記録媒体を提出した申立人は、当該書面を提出したものとみなす。
- 4| 第一項の申立てを受けた裁判所は、他の裁判所又は仲裁廷に対して当該特定和解に関する他の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、同項の申立てに係る手続を中止することができる。この場合において、裁判所は、申立人の申立てにより、被申立人に対し、担保を立てるべきことを命ずることができる。
- 5| 第一項の申立てに係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。
- 一| 当事者が合意により定めた地方裁判所
 - 二| 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所
-

-
- 三 請求の目的又は差し押さえることができる被申立人の財産の所在地を管轄する地方裁判所
- 6 前項の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあつた裁判所が管轄する。
- 7 裁判所は、第一項の申立てに係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。
- 8 裁判所は、第六項の規定により管轄する事件について、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を同項の規定により管轄権を有しないこととされた裁判所に移送することができる。
- 9 前二項の規定による決定に対しては、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。
- 10 裁判所は、次項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。
- 11 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき（第一号から第五号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。
- 一 特定和解が、無効、取消しその他の事由により効力を有しないこと。
-

-
- 二 特定和解に基づく債務の内容を特定することができないこと。
 - 三 特定和解に基づく債務の全部が履行その他の事由により消滅したこと。
 - 四 認証紛争解決事業者又は手続実施者がこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令の規定又は認証紛争解決手続を実施する契約において定められた手続の準則（公の秩序に関しな
いものに限る。）に違反した場合であつて、その違反する事
実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立に影響を及ぼす
ものであること。
 - 五 手続実施者が、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に
疑いを生じさせるおそれのある事実を開示しなかつた場合で
あつて、当該事実が重大であり、かつ、当該特定和解の成立
に影響を及ぼすものであること。
 - 六 特定和解の対象である事項が、和解の対象とすることがで
きない紛争に関するものであること。
 - 七 特定和解に基づく民事執行が、公の秩序又は善良の風俗に
反すること。
 - 12 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる
審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をす
ることができない。
 - 13 第一項の申立てについての決定に対しては、その告知を受け
-

た日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。

(適用除外)

第二十七条の三 前条の規定は、次に掲げる特定和解については適用しない。

一 消費者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第一項に規定する消費者をいう。）と事業者（同条第二項に規定する事業者をいう。）との間で締結される契約に関する紛争に係る特定和解

二 個別労働関係紛争（個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第一百十二号）第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。）に係る特定和解

三 人事に関する紛争その他家庭に関する紛争に係る特定和解（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第一百五十一条の二第一項各号に掲げる義務に係る金銭債権に係るものを除く。）

四 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第二条第三項に規定する国際和解合意に該当する特定和解であつて、同法の規定の適用を受けるもの

(新設)

(任意的口頭弁論)

第二十七条の四 執行決定の手續に関する裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

(新設)

(事件の記録の閲覧等)

第二十七条の五 執行決定の手續について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

(新設)

- 一 事件の記録の閲覧又は謄写
- 二 事件の記録中の電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製
- 三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付
- 四 事件に関する事項の証明書の交付

(期日の呼出し)

第二十七条の六 執行決定の手續における期日の呼出しは、呼出

(新設)

状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2| 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出し

を受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

(公示送達の方法)

第二十七条の七 執行決定の手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

(新設)

(電子情報処理組織による申立て等)

第二十七条の八 執行決定の手続における申立てその他の申述(以下この条において「申立て等」という。)のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気

(新設)

-
- 通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2| 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3| 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4| 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5| 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6| 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものと
-

する。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(裁判書)

第二十七条の九 執行決定の手續に係る裁判の裁判書を作成する場合には、当該裁判書には、当該裁判に係る主文、当事者及び法定代理人並びに裁判所を記載しなければならない。

2| 前項の裁判書を送達する場合には、当該送達は、当該裁判書の正本によつてする。

(民事訴訟法の準用)

第二十七条の十 特別の定めがある場合を除き、執行決定の手續に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九十九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句

(新設)

(新設)

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(最高裁判所規則)

第二十七条の十一 この法律に定めるもののほか、執行決定の手續に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三十二条 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十条第一項の変更の認証を受けたときは、当該違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第十五条の規定に違反して暴力団員等とその認証紛争解決手續の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用したときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第十二条第二項の申請書若しくは同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第十一条第三項の規定に違反したとき。

(新設)

第三十二条 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十条第一項の変更の認証を受けた者は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第十五条の規定に違反して暴力団員等とその認証紛争解決手續の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第一項の申請書若しくは同条第二項各号に掲げる書類又は第十二条第二項の申請書若しくは同条第三項の書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第三項の規定に違反した者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条第二項の規定による掲示及び公表のいずれもせず、又は虚偽の掲示をし、若しくは虚偽の公表をした者
- 二 二七 (略)

2 (略)

別表(第二十七条の十関係)

<p>第一百十二条第一項本文</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けらるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた</p>
<p>第一百十二条第一項ただし書</p>	<p>前条の規定による措置を開始した</p>	<p>当該掲示を始めた</p>
<p>第一百十三条</p>	<p>書類又は電磁的記録</p>	<p>書類</p>
<p>記録又は記録</p>	<p>記録</p>	

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十一条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 二 二七 (同上)

2 (同上)

(新設)

<p>第百五十一条第 二項及び第二百 三十一条の二第 二項</p>		
<p>方法 組織を使用する</p>	<p>記載され、又は 記録された書面 又は電磁的記録 又は電磁的記録 当該書面又は電 磁的記録 又は電磁的記録 その他これに類 する書面又は電 磁的記録</p>	<p>第百十一条の規 定による措置を 開始した</p>
<p>方法 又は最高裁 判所規則で定め る電子情報処理 組織を使用する</p>	<p>当該書面 その他これに類する書面</p>	<p>裁判所書記官が送達 すべき書類を保管し 、いつでも送達を受 けるべき者に交付す べき旨の裁判所の掲 示場への掲示を始め た</p>

項 第百六十条第四	項 第百六十条第三	項 第百六十条第一
よりファイルに 第二項の規定に	書の内容に 録された電子調 書の内容に	最高裁判所規則 で定めるところ により、電子調 書（期日又は期 日外における手 続の方式、内容 及び経過等の記 録及び公証をす るためにこの法 律その他の法令 の規定により裁 判所書記官が作 成する電磁的記 録をいう。以下 同じ。）
調書	調書の記載について	調書

	記録された電子 調書	
第百六十条の二 第一項	当該電子調書 前条第二項の規 定によりファイ ルに記録された 電子調書の内容	当該調書
第百六十条の二 第二項	その旨をファイ ルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三 項	事項又は前項の 規定によりファ イルに記録され た事項若しくは 同項の記録媒体 に記録された事 項	事項
第二百五条第 四項	事項又は第二項 の規定によりフ ァイルに記録さ れた事項若しく は同項の記録媒	事項

<p>第四項 第二百六十一条</p>	<p>第二百三十一条 の三第二項</p>		<p>記録しなければ</p>	<p>電子調書 電子情報処理組 織を使用する</p>	<p>体 に 記 録 さ れ た 事 項</p>
<p>記載しなければ</p>	<p>調書</p>	<p>又は送付する</p>			

二 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）（附則第四条関係）（現行規定は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後及び調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）制定後の規定）

改正案

現行

別表第一（第三条、第四条関係）

別表第一（第三条、第四条関係）

改正案		現行	
項	上欄	項	上欄
一～八（略）		一～八（同上）	
八の 二	仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第五条第一項の規定による申立て又は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第二十七条の二第一項の規定による申立て	八の 二	仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第四十四条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項若しくは第四十九条第一項の規定による申立て又は調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）第五条第一項の規定による申立て
	四千円		四千円
	下欄		下欄

(略)

九〇一九 (略)

(同上)

九〇一九 (同上)

三 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）（附則第五条関係）（現行規定は、仲裁法の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）による改正後及び調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和五年法律第 号）制定後の規定）

改正案	現行
<p>（債務名義）</p> <p>第二十二條 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。</p> <p>一 六の四 （略）</p> <p>六の五 確定した執行決定のある特定和解</p> <p>七 （略）</p> <p>（執行文付与の訴え）</p> <p>第三十三條 （略）</p> <p>2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。</p> <p>一 第二十二條第一号から第三号まで又は第六号から第六号の五までに掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち次号、第一号の三及び第六号に掲げるもの以外のもの</p> <p>第一審裁判所</p> <p>一の二 六 （略）</p>	<p>（債務名義）</p> <p>第二十二條 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。</p> <p>一 六の四 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>七 （同上）</p> <p>（執行文付与の訴え）</p> <p>第三十三條 （同上）</p> <p>2 前項の訴えは、次の各号に掲げる債務名義の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所が管轄する。</p> <p>一 第二十二條第一号から第三号まで又は第六号から第六号の四までに掲げる債務名義並びに同条第七号に掲げる債務名義のうち次号、第一号の三及び第六号に掲げるもの以外のもの</p> <p>第一審裁判所</p> <p>一の二 六 （同上）</p>

